

熊本大学における産学連携による研究成果への産学連携表示等に関する取り扱い

令和4年2月24日
熊本創生推進機構長裁定

1. 趣旨

近年、本学及び本学教職員等が、社会の要請に応じ、自らの専門知識と研究成果に基づく知的資産を積極的に社会へ還元する機会が増加しています。その際、研究成果を具体化した商品やサービス等に「熊本大学」の名称等を表示する場合において、事実のみが正確に表示される必要があります。

たとえば、熊本大学の〇〇〇推奨など商品を推奨したり、商品本体やカタログの効能書きを行ったりなど、大学及び教職員等の直接関与が想定される表現や商品全体の中で企業名の表示と比較して熊本大学の表示が過大であるなど、消費者や社会に誇大な又は誤ったメッセージが伝わらないよう十分な注意を払う必要があります。

このためには、各教職員等が本学の有する立場や社会的影響力を十分勘案し、事実のみを正確に表示することに努めることが重要と考えます。

本取り扱いは、産学連携による研究成果への大学表示等の使用について、教職員等が最低限守るべきルールを示し、教職員等と企業間の利益相反の問題等を回避し、かつ適正な表示により消費者や社会に誤認を生じさせないように、教職員等の方々に注意をお願いするものであります。

2. 対象

本学と企業との共同研究や、知的財産の移転等、産学連携活動の成果にかかる商品やサービス（以下「産学連携商品」という。）について、商品本体や商品容器等の外装・包装・取扱説明書又は商品カタログ等に、本学の名称あるいは明らかに本学が想定される名称や記号等を含むことで、本学とのかかわりを表現する表示（以下「産学連携表示」という。）を対象とします。

3. 表示における注意点

- (1) 産学連携表示を希望する企業と本学（教職員等）との信頼関係が保たれていること
- (2) 産学連携表示を希望する企業の責任において産学連携商品を製造・販売し、本学が産学連携商品自体について負うべき責任は原則としてないことを確認していること
- (3) 産学連携表示は、過去に実施された産学連携活動に関する事実のみの表示であり、誇大又は虚偽の表示であってならず、かつ大学の使命に基づく活動に関する表現に留めること
- (4) 産学連携表示を希望する商品が必要な法令等の許認可等を受けていること、かつ法令等に違反するものでないこと
- (5) 産学連携表示以外の表示に社会的に不適切な表示がないこと

4. 産学連携表示の事例

(1) 問題ない表示

- ① 「熊本大学との共同研究に基づく成果」等の事実表示
- ② 「熊本大学との特許共同出願中」等、研究成果を知的財産として権利化を図っている場合又は権利化されたなどの事実表示
- ③ カタログなどの技術説明欄などに、公開された文献等から大学の実験データ等を引用掲載すること
※ 引用に当たっては、当該データから得られた実験条件等を正確に記載すること

(2) 問題があり、行ってはならない表示

- ① 「熊本大学の〇〇〇推奨の商品」等、商品を推奨するなど大学の使命を逸脱した表示
- ② 「熊本大学との共同開発商品」等、開発にまで踏み込んだ表現の表示
※ 技術開発の大部分について本学がリードした場合においても、「開発」という言葉には、商品の企画から研究、技術開発、製品開発、製造、品質管理、商品化等の全てを含むことが一般的であり、大学において責任を負うことが難しい製造物責任等にまで関わるおそれがあるため
- ③ 商品本体やカタログの効能書き等に、大学及び教職員等の直接関与が想定される表現
※ 商品そのものの効能等に本学が明言できる立場にはなく、効能を保証したとの誤った印象を消費者に与える可能性があるため
- ④ 商品全体の中で企業名の表示と比較して、本学の表示の大きさや表現が過大になること

(3) 避けた方がよい表示

- ① 商品本体や取扱説明書、カタログそのものの表示媒体に、産学連携表示として非公開の実験データ等を掲載すること
※ 非公開の実験データ等の掲載は、表示作成にあたって、本学教職員等の直接の関与を想定されることになるため
- ② 商品本体や取扱説明書、カタログ等の技術説明のための引用文献の著者表示以外に、熊本大学教職員等の氏名等を掲載すること
※ 学術的・技術的説明以外に熊本大学教職員等の氏名等を掲載することは、商品等に深く関与しているような印象を消費者に与える可能性があるため
- ③ 商品本体や取扱説明書、カタログ等への熊本大学教職員等の顔写真、イラストや映像等を掲載すること
※ 大学との共同研究や共同出願の表示欄に研究者の写真を掲載することは、相手先表示としてやや過剰であり、本学や本学教職員の関与を印象付ける効果が高く、本学や本学教職員が特定の商品を推奨しているような誤った印象を消費者に与える可能性があるため

5. 産学連携表示の商標登録

産学連携表示を商標登録する場合は、熊本創生推進機構知的財産審査委員会にて審議を行う必要がありますので、発明等届出書を提出してください。

6. 表示についての可否判断

産学連携表示についての可否判断は、上記の他に、当該商品の性格や当該企業との関係、関連の社会情勢等、多面的な判断が必要となります。

そのため、産学連携表示の可否判断は、当該産学連携活動を担当した教職員等とその教職員等と産学連携活動を行った企業において、「産学連携表示に関する大学名称等使用許可願い」を熊本創生推進機構長宛に提出し、それに基づき熊本創生推進機構知的財産審査委員会にて審議し、熊本創生推進機構運営委員会に報告したうえで、許可するものとします。

なお、本学のコミュニケーションマーク等の使用を希望する場合は、熊本大学コミュニケーションマーク等使用規則に基づき、コミュニケーションマーク使用申請書を提出し、許可を得る必要があります。

【手続きフロー】

① 民間企業等と教職員等との協議



② 民間企業等より大学宛に「産学連携表示に関する大学名称等使用許可願い」を提出
〔送付先：熊本創生推進機構 イノベーション推進部門〕



③ 熊本創生推進機構知的財産審査委員会にて表示に関する審議



④ 熊本創生推進機構運営委員会にて報告



⑤ 民間企業等へ通知

附 則

この裁定は、令和4年2月24日から施行する。